

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

令和7年5月28日

新潟市長 中原 八一

1 入札に付する事項

(1) 件名	新潟市消防局庁舎及び訓練棟管理業務
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(3) 契約の条項を示す場所	消防局総務課
(4) 入札日時・場所	令和7年6月25日 午後2時00分 新潟市消防局 4階401会議室
(5) 履行期限（履行期間）・履行場所	令和7年7月1日から令和10年6月31日まで 新潟市消防局（中央区鐘木257番地1）
(6) 入札方式	この契約は長期継続契約となります。初年度分（月額×9ヶ月分）の金額での入札とします。
(7) 入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除
(8) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(9) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条第1項の規定に該当する場合は、入札を中止することがあります。
(10) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、または取りやめることがあります。
(11) 契約保証金	新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。
(12) 予定価格	事後公表します。

(13) 最低制限価格	設けます。 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
(14) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無
(15) その他特記事項	業務履行が困難と判断できる低価格での入札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合があります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合があります。

2 入札参加資格の要件

- (1) 新潟市内に本店（本社）があり、かつ、本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者

3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

- (1) 提出書類 一般競争入札参加申請書（別記様式第2号） 2部
- (2) 提出先 新潟市消防局総務課
〒950-1141
新潟市中央区鐘木257番地1
新潟市消防局 3階 総務課施設係
電話 025-288-3221
ファクス 025-288-3215
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 申請期限 令和7年6月13日
- (5) 受付期間 入札公告の日から申請期限の日の午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

4 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

- (1) 様式 別紙に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和7年6月6日
- (3) 提出先 3(2)に同じ
- (4) 提出方法 ファクシミリのみとします。
- (5) 回答日 令和7年6月12日まで
- (6) 回答方法 個別にファクシミリにて回答するほか、新潟市ホームページへ掲載します。
- (7) その他 電話での受付は一切行いません。
質疑書には、返信用ファクシミリ番号を記入してください。

5 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 初年度分(月額×9ヶ月分)の金額での入札とします。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- (6) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を一回行います。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。
- (7) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2者以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します。

6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

7 その他

- (1) 最低制限価格は、あらかじめ定めた最低制限基本価格と開札時に求めるランダム係数により決定するため、入札参加者はランダム係数決定のためのくじ引きに参加するものとしします。
- (2) この契約は長期継続契約となります。翌年度以降、予算の減額により契約の変更又は解除を行う可能性があります。
- (3) この契約は賃金スライド制度の対象となります。

別紙

質 疑 書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

(担当者)
(ファクス (メールアドレス))

- 1 番 号 新潟市公告第 号
- 2 件 名 ○○業務

質 疑 事 項

別記様式第 2 号

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者氏名

担当者
(電話)
(ファクス (メールアドレス))

(押印不要)

下記入札の参加資格要件を満たしており，入札に参加したいので，新潟市物品等一般競争入札実施要綱第 5 条第 1 項の規定により申請します。

記

公告年月日	令和 年 月 日
番 号	新潟市公告第 号
件 名	〇〇業務

新潟市消防局庁舎及び訓練棟管理業務仕様書

この仕様書は、庁舎管理に関する業務委託の仕様を定めるものであり、この業務遂行上当然必要な業務は、本書に明記されていない事項であっても、委託者 新潟市（以下「甲」という。）の指示に従って、受託者（以下「乙」という。）の負担において行うものとする。

1 業務名称

新潟市消防局庁舎及び訓練棟管理業務

2 業務目的

消防局庁舎、訓練棟及びこれらに付随する設備の適正な維持管理

3 業務場所

住所 新潟市中央区鐘木 2 5 7 番地 1

面積 8, 3 2 1 m²

職員数 1 2 0 人程度（平日 1 日あたり）

閉庁日 土日及び祝日

4 業務委託期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 6 月 3 0 日まで

5 業務内容

別紙 1 のとおり（図面については、新潟市消防局で配布する）

6 スライド条項の適用

別紙 2 のとおり

7 その他

（1）業務の遂行

乙は、消防局庁舎、訓練棟及びこれらに付随する設備の保守管理に務め、契約書、仕様書に基づき、効率的、能率的、経済的、かつ完全に業務を遂行しなければならない。

また、公共施設における業務であるため、品行をもって業務にあたらなければならない。

（2）人員の配置及び異動

ア 乙は、庁舎、訓練棟及びこれらに付随する設備の管理に関して代表責任者を置くものとする。

イ 乙は、業務が完全に遂行できる人員を配置し、業務を遂行するものとする。

ウ 配置人員の退職及び配置転換等により、異動させようとするときは、甲に1ヶ月前までに通知し、欠員が生じないように後任を充当させなければならない。

(3) 責任者の責務

ア 乙の代理人であって、責任者として風紀、衛生、規律維持等、従業員の指導、監督を行うものとする。ただし、業務遂行に支障がない認められる場合は、現場に常駐することを要しない。

イ 契約書、仕様書等により、業務の目的、内容を十分理解するとともに、施設、設備の機能を十分に理解し、効率的、経済的に維持管理を行う。

ウ 常に状況を把握し、緊急時には直ちに連絡、応急措置等が行えるように備えること。

(4) 書類の提出

ア 従業員名簿（履歴書等を添付）

イ 職務分担表

ウ 年間、月間作業計画

エ その他、甲の求める書類

(5) 報告書の提出

ア 乙は業務終了後、任意の書式により、業務確認上必要な書類を提出しなければならない。

イ その他、甲が提出を求めた書類については、速やかに提出しなければならない。

(6) 控室等の貸与

甲は、乙に従事者控室、用具倉庫を貸与する。

(7) 従業員の災害

乙は、業務の実施にあたり、発生した従業員の災害について、全責任を負うものとする。

(8) 疑義の解釈

乙は、この仕様書の内容に疑義のあるときは、甲に十分に協議を行い、円滑な業務の遂行を期さなければならない。

(9) その他

ア 契約終了後、甲はこの契約に関しての業務評価を行う。

イ 甲が行う賃金の抜き取り調査に協力すること。

ウ 賃金の抜き取り調査の結果に基づき、甲から是正指導等を受けた場合は、誠意をもって対応すること。

エ 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

作 業 名 称		回数	業 務 内 容
1 清掃業務			
(1)	日常清掃 (別表 清掃業務基準表 及び建設工事図 A-02～ A-10)	別表 清掃業 務基準 表のと おり	ア 床面掃き清掃 ほうき等による掃き作業で床の埃やゴミ等を取り除く イ 床面水拭き（汚れに応じて） モップ等による拭き作業で床面の汚れを取り除く ウ 足拭きマット掃除機掛け 掃除機等による除塵作業で足拭きマットの埃やゴミ等を取り除く エ 玄関ガラス清掃（手の届く範囲） 雑巾等による拭き作業で玄関ガラスの汚れを取り除く オ 調度品備品類除塵 雑巾等による拭き作業で調度品備品の汚れを取り除く カ ゴミ収集 屑入れ等のゴミを分別収集し、所定の集積所へ整理する キ 手すり清掃 雑巾等による拭き作業で手すりの汚れを取り除く ク 窓台除塵 雑巾等による拭き作業で窓台の汚れを取り除く ケ 鏡磨き 雑巾等による拭き作業で鏡の汚れを取り除く コ シンク・調理台清掃 洗剤等による洗浄作業でシンクの汚れを取り除き、タオル等による拭き作業で調理台の汚れを取り除く サ 湯沸し場清掃・茶殻等処理 雑巾等による拭き作業で湯沸場の汚れを取り除き、茶殻等を処分する シ 衛生陶器・手洗い等清掃 衛生陶器類を薬品洗浄し、汚着色防除を行う ス 衛生消耗品補充 シャボンネット、ペーパー等（乙負担）の補充を行う セ シャワー室・脱衣室清掃 モップ等による拭き作業で床面の汚れを取り除く

(2)	定期清掃 (別表 清掃業務基準表 及び建設工事図 A-02～ A-10)	年 4 回	床面洗浄、床面洗浄ワックスがけ ア 準備、作業箇所の整理、物品等の移動 イ ほうき等による掃き作業を行う ウ 希釈洗浄液もしくは、光沢還元剤の塗布 (タンク付きポリッシャーを使用する場合は、タンク内に希 釈洗浄液を入れる) エ 自動床洗浄機又はポリッシャーによる洗浄作業 (タンク付きポリッシャーを使用する場合は、希釈洗浄 液を滴下しながら洗浄を行う) オ 隅々などは手作業等による洗浄を行う カ 汚水の除去 キ 水モップによる拭き作業 ク 床維持剤の塗布もしくは、バフ機にてバフイング 作業を行い、艶出しを行う ケ 移動した物の現状復帰を行う
		年 2 回 12 月～3 月除く	ガラス清掃 (内外面) ア ガラス面に水及び適正洗剤を塗布し、汚れを分解し て窓用スクイジーで汚水を除去する イ ガラス面の隅の汚水を雑巾で拭き取る ウ ガラス周りのサッシを雑巾で清拭する
		年 1 回	網戸清掃 ア 網戸の網面内外部の汚れを除去する イ 網戸周りのサッシを雑巾で清拭する
		18 ヶ月 に 1 回	照明器具清掃 (庁舎 2,109 灯 訓練棟 156 灯) ア 管球、反射板、カバー等を静電気除塵具等で除塵する イ 汚れに応じて、水拭きして仕上げる ウ 汚れが落ちない場合、適正洗剤を使用し 汚れを除去後水拭きして仕上げる
		年 1 回	空調及び換気、吹出、吸込口清掃 (空調機 庁舎棟 243 台 訓練棟 3 台) (換気口 庁舎棟 745 個 訓練棟 20 個) ア 吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する イ 汚れに応じて、適正洗剤を使用し汚れを 除去後水拭きして仕上げる

2 環境衛生業務

(1)	環境衛生管理技術者選任	常時	ア 維持管理業務に関する計画の立案 イ 維持管理業務の全般的な監督 ウ 環境衛生上の維持管理に関する測定または検査の実施と評価 エ 各種改善事項に関する是正処置 オ 建築物環境衛生管理に関する図面、帳簿書類の作成及び保存
(2)	衛生害虫防除	全館調査 年 2 回 生息 しやすい 場所 年 4 回	ア ねずみ及び衛生害虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びに被害の状況について確認する イ 衛生害虫の生息状況、作業の成果について、速やかに報告書を提出する ウ ねずみ及び衛生害虫等の発生が確認された場合、別途協議のうえ駆除作業を行う
(3)	空気環境測定 11 箇所	隔月	ア 浮遊粉塵の量、一酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流等の測定 イ 測定位置は、床下 75 cm 以上 150 cm 以下で行う ウ 浮遊粉塵、一酸化炭素、二酸化炭素の測定値は、2 回測定の平均値とする エ 作業の成果について、速やかに報告書を提出する
(4)	加湿装置及び排水受け 点検、清掃 64 台 (空調設備図 D-01～D-05)	年 6 回 冷房 7、8 月 暖房 12、1、2、 3 月	排水受け及び加湿装置について、使用開始時及び使用期間中の 1 ヶ月以内ごとに 1 回点検し、必要に応じ清掃等を行う
(5)	貯水槽清掃 - FRP 制複合板 2000W×2500L×2000H 有効容量 6.6 m³ - 高置水槽（加湿器用） 800W×800L×800H 有効容量 0.2 m³	年 1 回 10 月 又は 11 月	ア 高圧洗浄機、ブラシ等を用いて槽内の清掃を行い、防水、異物侵入の防止措置を点検する イ 洗浄に使用した水は完全に排水する ウ 清掃後、50～100ppm の濃度を次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等の消毒能力を有する塩素剤を用いて貯水槽内を消毒する エ 使用器具は、貯水槽清掃専用のものを消毒を行った後に使用する オ 外観及び槽内に亀裂等発生していないか確認する カ 作業の成果について、速やかに報告書を提出する キ 清掃後水質検査（16 項目）を行う

(6)	特定建築物定期水質検査 (16 項目)	年 1 回	ア 一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物 (TOC)、pH 値、味、臭気、色度、濁度の水質検査 イ 貯水槽清掃後に 1 回実施 ウ 作業成果について、速やかに報告書を提出する
	特定建築物定期水質検査 (12 項目)	年 1 回	ア 一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物 (TOC)、pH 値、味、臭気、色度、濁度の水質検査 イ 上記水質検査に適合後、半年に 1 回実施 ウ 作業成果について、速やかに報告書を提出する
	特定建築物消毒副生成物 検査 (12 項目)	年 1 回	ア シアン化合物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロ酢酸、クロホルム、ジクロ酢酸、ジブクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒドの水質検査 イ 6 月～9 月の間に 1 回実施 ウ 作業成果について、速やかに報告書を提出する
(7)	遊離残留塩素点検	週 1 回	7 日以内ごとに 1 回、定期に行う
(8)	貯水槽点検	毎月	ア 貯水槽内面の損傷、劣化等の状況を点検 イ 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態の点検 ウ 水抜管、オーバーフロー管の排水口空間、オーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網の点検 エ ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フロート弁及び塩素滅菌器の機能点検 オ 給水ポンプの揚水量及び作動状況の点検 ※ 不具合が発見された場合は、不具合内容に応じた措置を講じること
(9)	雑用水水質検査 ・ 躯体ビット 49 m ³	隔月	ア 大腸菌、濁度の水質検査 イ 作業成果について、速やかに報告書を提出する
		週 1 回	ア pH 値、臭気、外観、残留塩素の水質検査 イ 作業成果について、速やかに報告書を提出する
(10)	雑用水槽清掃 ・ 躯体ビット 49 m ³	年 1 回	「2 環境衛生 (5) 貯水槽清掃」ア～カによる
(11)	雑用水槽点検	年 1 回 (雑用水槽清掃と同時に)	ア 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を点検 イ 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態の点検 ウ 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網の点検

		う)	エ ボールタップ、フートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等の点検 オ 給水ポンプの揚水量及び作動状況の点検 ※ 不具合が発見された場合は、不具合内容に応じた措置を講じること
(12)	雨水濾過装置他点検 ・ 躯体ピット 195 m³ (衛生設備図 C-29)	年 2 回	「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和 5 年度版建築保全業務共通仕様書」 4.10.1 雨水利用設備による
(13)	雨水貯留槽清掃 ・ 躯体ピット 143 m³ (建設工事図 A-12)	年 1 回	ア 槽内を高圧洗浄機等を用いて洗浄し、汚水及び残留物質(土砂)を排除する イ サクションパイプについて、付着した汚れを除去する ウ 流入管、通気管及び阻集器について、内部の異物を除去し消毒等を行う エ 清掃によって生じた土砂等の廃棄物は、関係法令の規定に基づき、適切に処理する
(14)	湧水槽清掃 (建設工事図 A-12)	年 2 回	ア 槽内を高圧洗浄機等を用いて洗浄し、汚水及び残留物質(汚泥)を排除する
(15)	緊急排水槽清掃 ・ 躯体ピット 49 m³ 18 m³ (建設工事図 A-12)	年 2 回	イ 排水ポンプ等について、付着した物質を除去及び排水量、作動状況を点検 ウ 排水管、通気管及び阻集器について、内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行う エ 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令の規定に基づき、適切に処理する
3 電気設備			
(1)	静止型電源設備点検 (電気設備図 E-05)	年 2 回	「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和 5 年度版建築保全業務共通仕様書」 3.5.3 蓄電池による
(2)	太陽光発電設備点検 (電気設備図 E-08)	年 1 回	「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和 5 年度版建築保全業務共通仕様書」 3.7.1 太陽光発電設備による
(3)	ヘリポート離着陸照明及び航空障害灯システム保守 (建設工事図 A-40) (電気設備図 E-72～E-74)	年 1 回	「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和 5 年度版建築保全業務共通仕様書」 3.11.1 航空障害灯による ※航空障害灯ランプ交換を含む
(4)	雷保護設備点検 (雷保護設備図 庁舎棟 E-75～E-76 訓練棟 E-22)	年 1 回	「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和 5 年度版建築保全業務共通仕様書」 3.12.1 雷保護による
4 空調設備			

(1)	フィルター清掃 庁舎棟 GHP 室内機 241 台 全熱交換器 69 台 乾式除湿機 2 台 外気吹出口 2 ヶ所 フィルターユニット 6 台 訓練棟 EHP 室内機 3 台	年 3 回 冷房前 1 回 暖房前 1 回 暖房中 1 回	ア フィルターのホリを掃除機で吸塵する イ 汚れに応じて水洗いし、十分に乾燥した後空調機に取り付ける
(2)	自動制御装置保守 (空調設備図 D-31～D-42)	1 年 1 回 3 年で 全系統 を完了	「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和 5 年度 版建築保全業務共通仕様書」 5.3.1(B) 自動制御装置(デジタル式)による
5 植栽維持管理業務			
(1)	高木・低木維持管理 (建設植栽工事図) ・高木 28 本 ・低木 38 m ² ・地被類 11 m ²	年 1 回	剪定 ア 剪定は、樹種の特性に応じた時期に最も適切な剪定方法(切詰め、中すかし、枯枝の除去)により行わなければならない イ 地被類はサマ&サマ(4m ²)のみ含む
		年 2 回 6～9 月 の間	病虫害予防 ア 薬剤の使用に際しては、農薬取締法等並びにメーカー等で定める使用安全基準及び使用方法を遵守し、安全に充分留意するものとする イ 薬剤防除の実施に先立ち、対象樹木の種類、病気、害虫、使用薬剤の使用法、及び実施日、天候の状況を考慮すること ウ 薬剤の使用日は風が少なく、天候の不順でない日とし、風上から散布するものとする また、周囲対象物以外のものにかからぬよう注意しなければならない エ 薬剤の散布は微噴霧器等を使い、十分圧力をかけ、葉から30cm～40cm離して行うものとする オ 薬剤の散布量は、所定の濃度に正確に希釈したものを葉面に細かい水滴がつく程度とし、余分に薬液のついた場合は振り落すものとする
		年 1 回 4 月	施肥 ア 樹種に適した肥料を最も効果が期待できるように、樹木の特性に応じた方法で施肥を行う イ 溝穴を掘る場合は、根系をいためないよう留意する

		年 3 回 6～9 月	高木及び低木部除草 ア 既存植物を傷めないよう除草フォークなどを用いて、根ごと取り除くものとする イ 抜き取った雑草は、受託者の責任で処理するとともに、除草後はきれいに清掃するものとする
(2)	芝生管理 (植生ブロック含む) 1,572 m ²	年 2 回 6、9 月	刈り込み ア 刈込みは、樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込まなければならない イ 刈込高は20mm～30mmとする ウ 刈取った芝は、指定箇所に集積し、まとめて処理するとともに、刈跡はきれいに清掃しなければならない エ 縁切は、低木（寄植え）、施設、園路等にほふく茎が侵入しないよう地下茎にも注意して行うこと
		年 1 回 適時	施肥 所定の施肥量を、芝生面にむらのないよう均一に施すものとする
		年 3 回 7～9 月	除草 ア 芝生を傷めないよう除草フォークなどを用いて、根より丁寧に抜き取るものとする イ 抜き取った雑草は、受託者の責任で処理するとともに、除草後はきれいに清掃するものとする
(3)	共通事項	年 3 回 9、11、 3 月	駐車場等清掃(落ち葉等) 冬期間の落葉樹の葉を定期的にかき集め受託者の責任で処理すること
		各作業後	芝、剪定枝、落ち葉処分 刈り取った草、芝、剪定枝および落ち葉等は、受託者の責任で処理するとともに、刈り取り後はきれいに清掃するものとする
6 その他			
(1)	消防用設備等点検 ・消火設備 消火器 10 型 78 本 機械泡消火器 30 1 本 ・警報設備 ・避難設備 ・防火、防排煙設備 庁舎棟	機器点検 年 2 回 総合点検 年 1 回	ア 「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和 5 年度版建築保全業務共通仕様書」の次に示す項目による 6.2.2 消防用設備等点検及び保守 6.3.3 防火戸・防火シャッター 6.3.4 防火ダンパー 6.3.5 排煙設備 イ 自家発電設備の点検結果報告書等の作成について

	(電気設備図 E-30～E-34、 E-64～E-71) (衛生設備図 C-17～C-27) 訓練棟 (電気設備図 E-03、 E-09～E-12、E-16～E-21) (衛生設備図 SC-06 ～SC10)		では、「4 電気設備(1) 自家発電設備点検」の結果を適用する
(2)	建築基準法第 12 条点検 ・換気設備 無窓居室 13 系統 44 室 火気使用室 7 系統 7 室 防火ダンパー 131 箇所 ・非常用照明設備 白熱灯 280 灯 蛍光灯 30 灯 ・給排水設備 1 式 ・防火設備 防火扉 18 枚 防火シャッター 30 枚 (建設工事図 A-02～A-09、 A-23～A-27) (空調設備図 D-17～D-21) (電気設備図 E-30～E-34)	3 年に 1 回 (令和 9 年度)	建築物定期点検及び点検結果表の作成 ア 必要な資格を有する者が、建築基準法又は官公法に規定する調査方法、検査方法、点検方法等により実施する イ 点検結果表は、新潟市が定める様式とする
		年 1 回	ア 次に示す建築設備定期点検及び点検結果表の作成 換気設備 1 式 非常用照明設備 1 式 給排水設備 1 式 (ア) 必要な資格を有する者が、建築基準法又は官公法に規定する調査方法、検査方法、点検方法等により実施する (イ) 点検結果表は、新潟市が定める様式とする イ 次に示す防火設備定期点検及び点検結果表の作成 防火設備 1 式 (ア) 必要な資格を有する者が、建築基準法又は官公法に規定する調査方法、検査方法、点検方法等により実施する (イ) 点検結果表は、新潟市が定める様式とする
(3)	自動ドア保守点検 ・5 基 ナブコ製	年 2 回	ア 異常の有無の確認 イ 機器の清掃、注油及び調整 ウ 機器の自然消耗部品の交換及び調整 エ 機器の障害の修理及び整備 オ 総合動作の確認 ※機器 駆動装置、制御装置、扉懸架部、電気、検出装置
(4)	E L V 点検 ・乗用 15 人 4 階停止 東芝製 ・乗用 26 人 5 階停止 東芝製 ・フルメンテナンス契約	毎月	遠隔監視メンテナンス、地震時自動運転復旧を行う ア 制御盤、受電盤の機能点検 イ 電動機、巻上機、階床選択機の点検及び調整 ウ 電磁ブレーキ、調速機、油圧機器の点検及び調整 エ かご内、上の機能点検及び調整 オ 昇降路、ピット内の機能点検及び調整 カ 作業成果について、速やかに報告書を提出する

(5)	グリストラップ 清掃 ・ SUS 製側溝流入型 1000W×500D×550H 実容量 180ℓ	年 4 回 6、9、12、 3月	ア 作業範囲における養生を行う イ 網かご内のゴミ、油脂の除去を行う ウ 本体、網かご、仕切り板を手作業にて洗浄する エ バキューム等により、汚水を回収する オ グリストラップの周囲の清掃を行う カ 作業成果について、速やかに報告書を提出する ※作業に伴い発生した汚泥は産業廃棄物として処理する
(6)	油水分離槽点検、清掃 4 連式 600W×1200D×1500H 1 基 2.88 m ³ 3 連式 600W×600D×1200H 1 基 0.92 m ³	年 2 回	ア 油水分離槽の油溜り状況、土砂の堆積状況を確認し必要に応じて除去する イ 油水分離槽から排水槽にかけての油漏えい等点検
		年 1 回	槽内の油水及び土砂等の堆積物を全量抜き取り、清掃を行う ※作業に伴い発生した油水等は産業廃棄物として処理する
(7)	融雪設備点検 (空調設備図 D-43) ネーデル製	年 1 回 シーズン前	ア 外部点検 イ バート燃焼状態点検、整備 ウ 膨張タンク点検、整備 エ 自動制御機器の点検整備 オ 配管、ヘッダーの外観点検、漏れ等の確認 カ 配管エア抜き キ 総合運転調整(温度測定等) ※ただし、燃焼室他掃除、不凍液交換等は別途とする
(8)	訓練用プール濾過装置点検 (訓練棟衛生設備図 SC-11)	年 1 回	「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和 5 年度版建築保全業務共通仕様書」 4.5.10 循環ろ過装置による ※ただし、配管洗浄、水質検査は別途とし、全熱交換器は対象外とする
(9)	訓練用プール水質検査	毎月	ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌の水質検査 イ 毎月 1 回実施 ウ 作業成果について、速やかに報告書を提出する
		年 1 回	ア 総トリハロメタンの水質検査 イ 6 月～9 月の間に 1 回実施 ウ 作業成果について、速やかに報告書を提出する
(10)	訓練用プール室空気測定	年 6 回	ア 屋内の空気中炭酸ガス、塩素ガス濃度を測定 イ 1 日 3 回、2 か月に 1 回定期に実施する
(11)	免震装置点検 (建設工事図 B-23～B-25)	年 1 回	「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和 5 年度版建築保全業務共通仕様書」 2.4.2 免震部材等による

			※ただし、周期 1Y 以外は対象外とする
(12)	プール清掃	年 1 回	訓練棟潜水槽の清掃 (H7000×φ5000)